

林道・治山請負工事監督実施細則

関東森林管理局

林道・治山請負工事監督実施細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この林道・治山請負工事監督実施細則（以下「実施細則」という。）は、国有林野事業請負工事監督・検査実施要領の制定について（昭和49年4月8日付け49林野経第157号、以下「実施要領」という。）第28条の規定に基づき、関東森林管理局管内における請負契約による林道工事並びに治山工事（以下「林道・治山工事」という。）の監督に関する細則を定めることにより、監督職員の適正かつ厳正な監督業務の遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 林道・治山工事の監督業務は、他関係法令、国有林野事業工事請負契約約款（平成7年11月28日付け7林野管第161号。以下「契約約款」という。）及び実施要領に定めるもののほか、この実施細則によって行わなければならない。

(一般的注意)

第3条 監督職員は、技術指導に心がけるとともに、工事の粗漏及び出来形不足等を生じることのないよう注意しなければならない。

2 監督職員は、監督業務の計画的な遂行に努めるとともに、契約書、契約約款、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に定められた事項の適正かつ敏速な措置に努めなければならない。

3 監督職員は、工事工程表に基づいて施工されているかどうかを常に把握し、必要に応じて受注者に適切な措置をとるよう求めなければならない。

4 監督職員は、基準となる材料の調合及び完成後外部から明視できない部分の施工にあたっては、施工時期等について受注者と連絡を密接にし、重点的かつ効率的に監督しなければならない。

5 監督職員は、工事施工中における安全管理に留意し、災害の防止に努めるとともに必要に応じて受注者に防護の措置をとるよう求めなければならない。

6 監督職員は、国有林内の他事業及び関係官公庁等との連絡を密にし、あらかじめ次の事項について適切な指導をしなければならない。

(1) 仮設物等の敷地の使用手続

(2) 国有林野内における材料採取の手続

- (3) 受注者に対する林産物の売払手続
 - (4) 林道、保安林管理道等の使用
 - (5) 支障木、支障物件の除去
 - (6) 支給材料又は貸与品の引渡し及び残材料又は返納品の処理
 - (7) 建設副産物（産業廃棄物）が発生した際の適切な処理方法
 - (8) その他必要な事項
- 7 監督職員は、工事施工に必要な仮設物及び機械器具について、その適否について検討し、必要に応じて改善等の措置を受注者に求めなければならない。
- 8 監督職員は、工事の施工に支障となる問題等が発生した場合には、その原因及び対応策等について受注者と十分打ち合わせた上で、遅滞なくその状況等を支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）に報告しなければならない。

第2章 一般的業務

（実行に伴う事務処理）

第4条 監督職員は、次の事項をいずれも時期を失することなく確実に行わなければならない。

(1) 請負代金内訳書の検討及び副申（該当の場合）

受注者から請負代金内訳書の提出があったときは、その適否を審査検討の上、支出負担行為担当官等に必要事項を副申するものとする。

(2) 工事工程表の検討及び副申

工事工程表は設計工程を元として審査検討し、支出負担行為担当官等に必要事項を副申するものとする。特に支給材料及び貸与機械の引き渡し時期、コンクリート打設時期については十分に注意するものとする。

(3) 着工の確認

工事の着工は、契約締結後すみやかに行わせなければならない。

受注者が起工測量、仮設物の設置その他の準備工事に着手し、着工通知書の提出があったときは、現場において確認の上、支出負担行為担当官等に副申するものとする。

(4) 工事施工状況の把握及び報告

(5) 現場代理人および主任技術者等通知書の検討及び副申

現場代理人及び主任技術者等通知書の提出があったときは、経歴書等によりその適格性を検討し、特に主任技術者については、建設業法第26条に規定する適格条件に適合しているか否かを判断の上、支出負担行為担当官等に副申するものとする。

この場合、適合していないと認められるときは、受注者に対し、理由を付して必要な措置を講ずることを求めることができる。

(6) 支給材料、貸与機械の引渡し

支給材料の引渡しに当たっては、必ず受注者又は現場代理人を立会させ、受領書又は借用書を提出させるものとする。

(7) 既済部分検査願の副申

受注者から部分払検査願の提出があったときは、既済部分の出来形並びに工事現場に搬入した工事材料等について確認の上、支出負担行為担当官等に副申するものとする。

(8) 工事の変更又は、中止等の検討及び副申又は報告

工事内容の変更、工事の一時中止又は工事の一部打ち切りの必要が生じたときは、その理由を付して支出負担行為担当官等に上申しなければならない。(様式第3号：監督職員が、森林管理署等本署以外に勤務する者の場合)

(9) 災害報告書の作成及び報告

工事施工箇所が災害を受け、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具に損害を生じた旨、受注者から通知があったときは、ただちに調査を行い、その状況を確認して災害報告書を作成し支出負担行為担当官等に報告しなければならない。(様式第4号)

この場合、特に受注者による善良な管理の注意義務の履行状況については、時機を失することなく調査確認しなければならない。

(10) 工期延長願の副申

受注者から工期延長願の提出があったときは、その責任の所在と工事の完成の見通し等についての意見を付して支出負担行為担当官等に副申しなければならない

(11) 完成の確認及び完成通知書の副申

工事完成通知書を受領したときは、工事の完成を確認したのち支出負担行為担当官等に副申しなければならない。

(12) その他必要な事項

2 災害報告は、別紙様式監第4号、第4号の1、第4号の2により作成する。

(施工管理の基準)

第5条 監督職員は、「治山工事標準仕様書の制定について」の一部改正について(平成19年4月3日付け18林整計第299号に記載の治山工事施工管理基準)並びに「林道工事標準仕様書及び施工管理基準について」(平成元年12月25日付け元林野基第679号林野庁長官通達)(以下「林道・治山工事施工管理基準」という。)に基づいて、受注者に工程管理、出来形管理及び品質管理等必要な施工管理を行わせなければなら

ない。

- 2 監督職員は、施工管理が適切に行われていないことを確認したときには、すみやかにその改善のための適切な措置をとらせなければならない。

(証拠書類の作成整備)

第6条 監督職員は、第4章に定める方法により次の証拠書類を作成整備しなければならない。

- (1) 完成図書（指定部分及び既済部分出来形図書を含む）
 - (2) 各工種ごとの出来形数量図書
 - (3) 監督日誌、工事日報、工事工程表、品質管理記録簿
 - (4) 工事材料検査簿
 - (5) 施工状況検査記録
 - (6) 工事写真
 - (7) 試験調書
 - (8) 指示、承諾通知書
 - (9) 林道・治山工事施工管理基準に基づき受注者から提出された図書
 - (10) その他必要な書類
- 2 監督職員は、監督業務を遂行するうえで行った指示、承諾、確認及び検査等はずべて記録しておかなければならない。

(工事材料の検査)

第7条 実施要領第8条の工事材料の検査は、次によらなければならない。

- (1) 工事材料は所定の場所に集積させて行うこと
 - (2) 工事材料の検査は全数検査を原則とし、これによりがたいものについては見本検査または抽出検査とすること
 - (3) 工事材料の品質、規格は設計図書に定めてあるものとする。但し、品質、規格の明らかでないものについては、中等以上の品質を有するものとする
 - (4) 公的機関、その他これに準ずる機関の証明があるものについては、その証明事項の確認をすることで検査に代えることができるものとする
- 2 監督職員は、工事材料の検査の結果、措置を必要とするものについては、次によらなければならない。
 - (1) 検査の結果不合格のものはその理由を明示し、すみやかに除去させること
 - (2) 現場採取のものにあつては採取上注意すべき事項を指示すること
 - (3) 指定と異なる工事材料であっても、品質、規格が同等以上のもので目的達成上支障がないときは支出負担行為担当官等の承認を受け使用させることができる

(施工又は調合のための立会等)

第8条 監督職員は、実施要領第9条にもとづく施工若しくは調合についての立会又は調合についての見本検査は、次の場合について行わなければならない。

- (1) 工作物の基準となる基準標 (B・M) 及び丁張等を設定し、またはこれを移動する場合
- (2) 工作物の明視できない部分または重要な部分を施工する場合
- (3) コンクリート等の材料を調合する場合
- (4) その他必要がある場合

2 監督職員は、前項の立会または見本検査の結果異常が認められた場合は、すみやかに適切な措置をとらなければならない。

また、やむを得ない事情により立会できないため、試験資料又は工事写真等の記録により確認を行った場合も同様とする。

(設計変更)

第9条 実施要領第12条にもとづき工事内容の変更を必要とする場合は次のとおりとする。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないとき
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏が発見され、それが工作物の構造あるいは数量又は金額に影響をおよぼすとき
- (3) 工作物の構造を変更する必要があるとき
- (4) 工種若しくは種別を新設し又は廃止するとき
- (5) 工種又は種別の数量、金額を増減する必要があるとき
- (6) 位置又は計画高を変更する必要があるとき
- (7) 工事材料の品質、規格を変更する必要があるとき
- (8) 定規図によって示された工作物の仕様を変更する必要があるとき
- (9) その他設計図書で明示されていない施工条件について予期しない特別の状態が生じたとき

2 前項に該当する変更が生じた場合は、別紙様式監第3号により報告する。

第3章 確認の要点

第1節 共通施工

(測標)

第10条 監督職員は、工事によって設置される構造物について、工事着工前に受注者に起工測量および設計図書との照査を行わせるとともに、これを確認しなければならない

い。

- 2 工事の施工によって取除かれる測量杭等は、着工前に安全な位置へ引照点を移設させこれを確認しなければならない。
- 3 基準標（B・M）が工事等によって失われるおそれがあるとき又は施工上とくに必要があるときは、受注者に仮B・Mを設けさせ、これを確認しなければならない。

（丁張）

第11条 監督職員は、工事にあたって設計図にもとづいた丁張を受注者に設置させ、これを確認しなければならない。

（外部から明視できない部分の確認）

第12条 監督職員は、工事目的物のうち、施工後に明瞭に判断できない使用材料の形状、寸法、規格、品質、数量及び出来形等については、施工の過程においてこれらを確認しなければならない。

（出来高の確認）

第13条 監督職員は、出来高の確認を行った場合は、その経緯を明らかにした図書類を作成して保管しなければならない。

この場合、現地の実際の形状と契約に基づく支払対象部分をそれぞれ明瞭に区分しておかなければならない。

（構造物の確認）

第14条 構造物の方向、長さ、巾及び高さ等については、実測によって確認しなければならない。

- 2 構造物の実測は、林道・治山工事施工管理基準に基づき次により行うものとする。
 - (1) 構造物の方向は、構造物の中心線を基準として実測する
 - (2) 長さ及び巾は、断面・形状等の変化点毎にスチールテープで実測する
 - (3) 高さはB・Mを基準としてレベル又はこれと同等の性能を有する器具で実測する
 - (4) 山腹工作物の高さは必要に応じてスチールテープで実測する

（床掘工の確認）

第15条 床掘工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 長さ、巾及び深さ
- (2) 法の勾配
- (3) 捨土の処理

- (4) 地質の状況及び湧水の状況とその措置
- (5) 掘越しの有無とその措置

(水路及び暗渠工の確認)

第16条 水路及び暗渠工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 床掘の深さ・幅・勾配
- (2) 床掘箇所及び地表の湧水等の状況
- (3) 水路・暗渠の位置、方向、勾配及び形状
- (4) 水路・暗渠の基礎部突き固めの状態
- (5) 土留工等の関連構造物との取付の状態

(溝渠工)

第17条 溝渠工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 溝渠の品質、形状、寸法及び数量延長
- (2) 設置位置の方向及び勾配
- (3) 湾曲、波打ちの有無
- (4) 継目の施工状況
- (5) 呑口及び吐口の状況
- (6) 吐口と洪水位との関連
- (7) 基礎工の寸法、規格及び施工状況

(法枠工の確認)

第18条 簡易法枠・プレキャストブロック・現場打及び現場吹付法枠工については、次の事項を確認しなければならない

- (1) 法枠工施工斜面の整地の状態
- (2) 湧水・軟弱地盤等の不良箇所の有無
- (3) 型枠鉄筋等のプレハブ部材・プレキャストブロックの法面据え付け及びアンカーピン等の固定の状態
- (4) 各吹付け材料の品質規格及び配合の状態
- (5) 吹付け又は打設の材料使用量・方法及び施工の状態
- (6) 枠内吹付については、前条に準じる

(吹付工の確認)

第19条 種子・客土・厚層基材・特殊モルタル等については、次の事項を確認しなければならない

- (1) 吹付け斜面の整地の状態

- (2) 湧水・軟弱地盤等の不良箇所の有無
- (3) 吹付け基材固定のためのネット・金網等の地山との密着及びアンカーピン等の打ち込み状態
- (4) 各吹付け材料の品質規格及び配合の状態
- (5) 吹付け量・方法及び吹付けの状態
- (6) 種子の発芽状態

(植生袋工等の確認)

第20条 植生袋工等については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 材料の使用量及び配合の状態
- (3) 地拵えと張付けの状態
- (4) 目串（止串）の打ち込み状態
- (5) 種子の発芽状態

(土留工の確認)

第21条 コンクリート・コンクリートブロック・石積・丸太積・鋼製枠等の土留工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 構造物基礎面の状態及び基礎部施工の状態
- (2) 遮水性構造物にあつては、水抜き的位置及び数量
- (3) コンクリートブロック・石積にあつては、積み方及び合端の状態及び同込め裏込めコンクリートの質、量及び充填の状態
- (4) 丸太積にあつては、横木と控木のボルト・カスガイ・鉄線等での緊結状態及び鋼製枠等にあつては、ボルト締付等の組立状況
- (5) 中詰材料等を使用する場合にあつては、材料の充填・突き固めの状態
- (6) 伸縮継目の位置及び形状
- (7) 構造物の埋戻状況

(石積及びブロック積工)

第22条 石積及びブロック積工の出来形は、埋め戻し前の測定値によって数量を確認しなければならない。

- 2 石積及びブロック積工については、次の事項を確認しなければならない。
 - (1) 床掘の状況
 - (2) 法の勾配
 - (3) 積石あるいはブロックの大きさ、規格、品質
 - (4) 積石あるいはブロックの積み方

- (5) 合端の状態
- (6) 胴込、裏込コンクリートの質及び量
- (7) 裏込の大きさ及び量
- (8) 天端仕上げの状態
- (9) 排水孔の設置状況
- (10) 材料の採取地点
- (11) その他必要事項

(杭打工の確認)

第23条 杭打工については、打込方法の適否に留意し、配列状況及び打込数量を確認しなければならない。

(柵工等の確認)

第24条 柵工・筋工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 杭の打ち込み角度、深さ、及び間隔
- (2) 階段巾・切付け及び斜面整地の状態
- (3) 各材料の組立及び緊結の状態
- (4) 緑化二次製品を用いた筋工は、それぞれの製品の特長に応じた使用方法であるか
- (5) 仕上がり寸法

第2節 コンクリート工

(コンクリート工の確認)

第25条 コンクリート構造物については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) セメントの品質、混和材料、骨材等使用材料の規格及びその使用量
- (2) 水質
- (3) セメント、骨材等の貯蔵状態
- (4) 配合割合
- (5) 材料の計量方法
- (6) 練りませ方法（レディミクストコンクリートについては運搬時間、運搬距離等）
- (7) 型わく位置、形状、材料及び組立て方法
- (8) コンクリートの運搬方法・打込み方法と突固め及び締固めの方法
- (9) 打継ぎ目の状態
- (10) 養生の状態
- (11) 型枠の取りはずし日

- (12) 鉄筋の寸法、規格及び配筋の状況
 - (13) 玉石コンクリートの玉石の間隔、配分の状況及び埋込み状況
 - (14) 水中、寒中、暑中コンクリート等についての諸注意
- 2 コンクリート工については、林道・治山工事施工管理基準にもとづき次の事項について受注者に工事記録を作成させ、これを確認しなければならない。
- (1) コンクリート打設計画表及び打設進行図
 - (2) 現場配合（使用セメント量、骨材に係る諸試験の結果、配合比及び水セメント比等）
 - (3) スランプ試験の結果
 - (4) 空気量の測定結果
 - (5) 強度試験の結果
 - (6) 型枠の取りはずし日及び養生方法
 - (7) 打直し記録
 - (8) 鉄筋組立て状態
 - (9) 天候及び気温
 - (10) その他必要な事項
- 3 コンクリート工の注水試験（穿孔深は、不良個所又は打継目を貫通し、1.0m以上を標準。）については、打設間隔を利用して、クラック、浸透水等の外見的欠点及び施工方法、工事記録等から必要と認められる場合に実施して、品質を確認しなければならない。

第3節 林道

（路線の実測）

第26条 中心線及び施工基面高は、実測によってこれを検査しなければならない。

- 2 前項の検査には、第9条による起工測量、測標の設置、引照点、BM等の設置結果も併せ照合しなければならない。

（切土工）

第27条 切土工は、横断面図に切土の法勾配及び法長寸法を実測によって記入させるものとする。土質区分は、客観的かつ適切な判定でなければならない。

- 2 切土工においては、次の事項に留意しなければならない。
- (1) 幅員（拡幅に留意）
 - (2) 法勾配及び仕上げ
 - (3) 法頭の処理
 - (4) 切過ぎ及びその法面の処理

- (5) 残土の処理
- (6) 出来形で明視できなくなる土質の区分及び数量の確認

(盛土工)

第28条 盛土工の確認には前条を準用するとともに、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 植生工の種類、間隔、活着状態
- (2) 盛土の材料
- (3) 土取場及び跡整理
- (4) 軟弱地盤に対する処理
- (5) 余盛
- (6) 法尻の整理
- (7) 土羽打の程度

(側溝)

第29条 側溝は、その始終点を横断面図等に明示しなければならない。

2 側溝については、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 土工定規による寸法
- (2) 取付け及び通水状態
- (3) 吐口の状態

(路盤工)

第30条 路盤工については、敷厚検収、ます立て検収、敷込数量検収又は車台検収により数量を確認しなければならない。

2 路盤工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 採取地点と指定地点との関連
- (2) 材料の品質
- (3) 材料の粒径
- (4) その他必要事項

(木橋)

第31条 木橋については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 用材の樹種、品質、寸法
- (2) 支給材の支給場所及び支給の時期
- (3) ボルト、金物等の品質、規格、寸法
- (4) ボルト類の緊結の状態
- (5) 防腐材の塗布状況

- (6) 各種合端、仕口の状況
- (7) 架設の位置、方向及び施工基面高
- (8) 橋台、橋脚の基礎、根入りの状況

(鋼橋、鋼桁)

第32条 鋼橋、鋼桁については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 各種寸法の確認
 - (2) 各種材料の品質及び規格
 - (3) 各種材料の剪断その他仕上げ状況
 - (4) 溶接及び鋸接の状況
 - (5) 塗料及び塗装の状況
- 2 鋼橋の製作については、次の事項について検査結果の記録を整理しなければならない。
- (1) 橋桁の支間、全長、主桁中心間距離及びキャンバー
 - (2) 突き合せ又は隅肉溶接継手の重要な部分については、Jisに定めるX線透過試験結果

(鋼橋、鋼桁の架設)

第33条 鋼橋、鋼桁の架設については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 橋の位置、中心線及び施工基面高
- (2) 各種部材の保管状況
- (3) 架設の方法
- (4) 各種部材の仮組立、現場鋸接及び溶接の状況、主桁継手のボルトの締付け、主桁、横桁のボルトの締付け状況
- (5) 現場塗装の品質規格、塗装回数
- (6) 杓及びアンカーボルトの品質規格及び固定状況
- (7) 高欄、伸縮継手の品質規格及び取付状況

第4節 溪間工

(ダム工の確認)

第34条 コンクリート・異形コンクリートブロック・鋼製(枠)・木製ダム工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 床掘土砂の処理状況
- (2) 仮締切及び廻排水の状態
- (3) 構造物基礎面の状態及び基礎部施工の状態

- (4) 鋼製・木製ダムにおけるボルト締付等の組立状況
- (5) バットレスダムにあつては、基礎部アンカーボルトの設置状態
- (6) 中詰石材等を使用する場合の石詰の状態
- (7) 使用材料の損傷の有無
- (8) 異形コンクリートブロックの製作状況及び形状寸法・数量・品質
- (9) 異形コンクリートブロック相互の組み合わせ状態
- (10) 構造物の埋戻状況

(流路工等の確認)

第35条 流路工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 床固工・帯工等との取付の状態
- (2) 三面張流路工にあつては、底張り部分の基礎の状態
- (3) 護岸工の縁切りの状態
- (4) 遮水性護岸工にあつては、水抜き的位置及び数量

第5節 山腹工

(法切工の確認)

第36条 法切工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法切工にあつて、崩落崖・転石等の危険箇所等の事前処理状況
- (2) 湧水・軟弱地盤等の不良箇所の有無
- (3) のり切土砂の処理状態
- (4) のり切工の仕上げ状態

(積苗工の確認)

第37条 積苗工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 階段巾及び切付け状態
- (3) 張付けの状態
- (4) 盛土の踏み締め状態
- (5) 犬走りの巾
- (6) 仕上がり寸法

(航空実播工の確認)

第38条 航空実播工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 工法及び使用材料の規格品質

- (2) 施工区域を識別する標識の設置
- (3) 材料の混合割合及び散布順序
- (4) 気象、飛行時間、散布量及び散布状況等
- (5) 種子の発芽状態

(伏工等の確認)

第39条 伏工、被覆工及び播種工等については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 地拵えと張付けの状態
- (3) 目串（止串）の打込み状態
- (4) 種子の発芽状態

第6節 地すべり防止工

(ボーリング暗渠工の確認)

第40条 ボーリング暗渠工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) ボーリングの位置、方向、角度、長さ
- (2) 掘進状況
- (3) 保孔管挿入状況
- (4) ボーリング暗渠工の流末処理の状態

(集水井工の確認)

第41条 ライナープレート・鉄筋コンクリート集水井工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 掘削壁面の余掘の状態及び集水井の傾斜の有無
- (2) ライナープレート及び補強材の組立及びボルトの締付状況
- (3) 鉄筋コンクリート集水井の沈下の状況
- (4) 湧水・漏水・ガスの有無及び掘削の状況
- (5) 集水井全体の土質の状態
- (6) 集排水ボーリングの位置、方向、角度、長さ
- (7) 保孔管挿入状況
- (8) 酸素欠乏等に対する安全施設の設置状況

(杭工)

第42条 鋼管・合成杭工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 設計杭径とボーリング削孔径の整合

- (2) 削孔・杭建込みの状態
- (3) 継ぎ杭とした場合の、溶接・ネジ式・リングジョイント等の各接合の状態
- (4) 杭内部及び外周のコンクリート又はモルタル等の充填状況

(アンカー工)

第43条 アンカー工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 削孔の位置、方向、角度、長さ
- (2) 削孔状況及び土質の状態
- (3) アンカー体の挿入状況
- (4) グラウト等の注入状況
- (5) 受圧板の設置及びアンカー緊張の状況

第7節 森林整備

(植栽工の確認)

第44条 植栽工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 苗木の状態
- (2) 仮植の場所の選定、方向、角度、覆土及び日除けの状態
- (3) 仮植中の枯損苗木の処理
- (4) 苗木運搬の方法
- (5) 植穴の直径及び深さ
- (6) 苗木取扱いの状態
- (7) 苗木と基肥の間隔
- (8) 苗木の間隔、樹種の混合及び配列の状態
- (9) 植付け仕上がりの状態

第8節 その他の工種

(その他の工種)

第45条 その他の工種については、設計図書・工事標準仕様書等に基づき、使用材料、施工状況及び仕上がり寸法等について必要な事項を確認しなければならない。なお、当該細則に類似工種がある場合には、これに準じることとする。

第4章 証拠図書類の作成整備の方法

(一般的事項)

第46条 実施細則第6条に定める証拠図書類の作成整備は、本章に定めるところにより行うものとする。

(完成図書)

第47条 完成図書は、受注者から提出される林道・治山工事施工管理基準にもとづく出来形図を、監督職員が最終出来形図として確認したものとする。

(各工種ごとの出来形数量図書)

第48条 コンクリート打設図及び出来形図、山腹工については種別ごとに平面図、正面図、断面図等とする。

2 前項の図面には施工年月日及び出来形数量を記入させるものとする。又、これらの図面以外で確認を必要とするものについては、監督日誌に明記するものとする。

(監督日誌および工事日報)

第49条 監督日誌は、別紙様式監第1号及び監第1号の1により、監督に従事した日について記入するものとする。また、書面により指示及び確認等を行ったものについては、その書面を添付するものとする。

2 工事日報は、着工から完成までの期間について作業内容、工事材料の使用状況、就労人員等を記入させるものとし、受注者から提出させ確認するものとする。

(工事材料検査簿)

第50条 工事材料検査簿は、特記仕様書において監督職員の検査を受けて使用すべき材料について検査方法及び検査数量等が明確に把握できるよう別紙様式監第2号により記入するものとする。また、特に材料採取場所及び使用の確認を行ったものについてはその状況を併記するものとする。

(施工状況検査記録)

第51条 丁張、床掘及び型枠等の検査記録は、実施月日、検査事項及び実測数値等を明らかにした図面又は野帳を作成し保管するか、監督日誌に記録しておくものとする。

(工事写真)

第52条 工事写真は、林道・治山工事施工管理基準に基づき受注者が撮影して整備するものとし、特に必要がある場合のみ、監督職員が撮影するものとする。

(試験調書)

第53条 試験調書は受注者が実施したものと監督職員が実施したものに区分して、次によ

り整備するものとする。

- (1) 受注者が実施した現場配合骨材試験及び品質試験等については、林道・治山工事施工管理基準に基づき整備する。
- (2) 監督職員が実施した注水試験又は破壊検査については、その結果等（実施月日、実施内容等）を明らかにした図書を作成し保管するものとする。

（指示、承諾通知書）

第54条 監督職員は、契約の履行についての受注者に対する指示（承諾）事項については、別紙様式監第5号によって、それぞれの内容を明記して二部作成し、一部を受注者に交付するとともに、控は、受注者の署名又は認印を徴して保管しなければならない。

第5章 完成報告及び処理

（設計図等と出来形の不一致）

第55条 工事の施工にあたり、契約書、契約約款及び設計図書と出来高とに差を生じた場合は、実情を十分検討し、次により措置しなければならない。

- (1) 設計図書等と出来形の差が、実施細則第5条別表－1「林道工事検査基準」、別表－2「治山工事検査基準」の許容限度以内の差である場合は、完成として取扱うものとする。
- (2) 設計図書等と出来形の差が、許容限度以上の数量増の場合は、その原因を検討のうえ、受注者の責に帰すべきものと認められる場合は支払いの対象とならないものとして処理するものとする。
- (3) 上記(2)の場合であって、目的達成上支障があると認められるときは、補修又は改造その他必要と認める措置をしなければならない。
- (4) 設計図書等と出来形の差が、許容限度以上の数量減の場合は、その原因を検討のうえ不足数量を施工させ、出来形数量を再確認のうえ処理するものとする。
なお、許容限度以上の数量減の場合で、目的達成上支障がないと認められる場合には出来形精算として処理するものとする。

（完成報告）

第56条 実施要領第23条の工事完成報告書は、別紙様式監第6号、監第6号の1及び監第6号の2により作成するものとし、実施細則第6条に定める証拠図書類を添えて、支出負担行為担当官等に報告しなければならない。

第6章 雑 則

第57条 海岸防災林造成、なだれ防止林造成、森林整備等及び建築等は、この実施細則によるほか、造林事業請負取扱い要領及び営繕の監督実施細則を準用する。

様式監第1号

監督日誌

月	日	曜日	天候	気温
監督職員 官職氏名	印			
作業内容				
指示承諾事項				
協議事項				
確認事項				
上申事項				
安全管理 指導事項				
その他				

請負工事契約内容

工 事 名				
工 事 場 所				
受注者住所氏名				
請 負 金 額	原 契 約	¥	平成 年 月 日	
	変更 "	増減 ¥	平成 年 月 日	
	" "	" ¥	平成 年 月 日	
	計	¥	平成 年 月 日	
現 場 代 理 人			監督職員	
主 任 技 術 者			検査職員	
工 事 期 間	原 契 約	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	日間	
	変更 "	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	延期有無	日間
	" "	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	延期有無	日間
	" "	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	延期有無	日間
完 成 年 月 日	平成 年 月 日	検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
契 約 内 容				
工 種	種 別	数 量	単 位	摘 要
	「別紙工種別数量内訳書のとおり」			

(注) 1 契約書等から記入し監督日誌の最初にとじる。
 2 契約内容欄は、契約時の工種別数量内訳書の写しを添付する場合は、記載を省略することができる。

様式監第3号

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理署長 殿

監督職員 印

工事について（設計変更）

平成 年 月 日受注者 と契約したこの工事について、設計変更
をして実施したいので、下記書類添付のうえ上申します。

記

- 1 変更設計書
- 2 変更工事仕様書
- 3 変更工種別数量内訳書

- (注)
- 1 変更設計書の設計変更理由は具体的かつ明確に記入すること。
 - 2 変更工種別数量内訳書は増減のみ記入すること。

分任支出負担行為担当官
森林管理署長 殿

監督職員 印

災 害 発 生 報 告 書

平成 年 月 日 による災害が発生したのでその状況を下記
のとおり報告します。

記

- 1 工事名
- 2 場 所
- 3 請負金額 ¥
- 4 契約年月日 平成 年 月 日
- 5 工事期間 自 平成 年 月 日 } 日間
至 平成 年 月 日 }
- 6 受注者住所氏名
- 7 災害日時 平成 年 月 日 時
- 8 被害額 ¥
- 9 災害発生状況およびその対策

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理署長 殿

監督職員 印

災 害 報 告 書

平成 年 月 日付で発生状況を報告した 月 日の による
被害についての調査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 工事名
- 2 場 所
- 3 請負金額 ¥
- 4 契約年月日 平成 年 月 日
- 5 工事期間 自 平成 年 月 日 } 日間
至 平成 年 月 日 }
- 6 受注者住所氏名
- 7 災害日時 平成 年 月 日 時
- 8 災害調査報告書 別紙のとおり

(別紙)

災 害 調 査 報 告 書

- 1 気象状況
- 2 一般の災害状況
- 3 災害状況
 - (1) 被害前後の当該工事の措置および管理状況
 - (2) 被害の詳細
 - (3) 被害写真 別冊のとおり
 - (4) 監督職員所見
- 4 新聞写真等の資料 別冊のとおり
- 5 その他参考意見

災害関係報告書の作成要領

- 1 災害発生報告書（様式監第4号）
 - （1） 災害発生の都度、ただちに当該工事の災害の状況、工種別被害額の見込額について報告する。
 - （2） 災害発生状況およびその対策は出来るだけ明確に記入する。
- 2 災害報告書（様式監第4号の1）
 - （1） 現地調査の結果に基づき、災害発生報告を行った後、1週間以内に報告する。
 - （2） 気象状況（気圧配置の状況、降雨量、洪水量等）、一般災害状況は気象台、地方行政庁、警察等の資料により説明する。
なお、災害時の状況を掲載した新聞、写真等を添付する。
 - （3） 被害状況は被害前後の措置および管理状況、当該工事における工種別被害数量ならびに被害額（算定書を添付する）を掲上した被害の詳細、被害写真ならびに要復旧、要緊急復旧、損害負担等を説明した監督職員の所見を記入する。
 - （4） 被害額は要復旧額を掲上し、復旧を要しないものは損害額を（ ）書で内書する。
なお、要復旧額のうち当年度内に緊急に復旧を必要とする経費は要緊急復旧額として要復旧額と分け記入する。

指 示
通 知 書
承 諾

工 事 名

(指示、承諾内容)

1. 変更する工種等
2. 変更区間延長等
3. 変更する理由

指示
上記のとおり する。
承諾

平成 年 月 日

受注者（現場代理人）

殿

監督職員



分任支出負担行為担当官
森林管理署長 殿

監督職員 印

工 事 完 成 報 告 書

平成 年 月 日 付け第 号をもって、この工事の監督職員を命ぜられ実行中のところ、工事が完成し監督を終了したので下記の通り復命します。

記

1 実行期間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

2 実行経過書類 別添のとおり

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 工事完成調書(治山事業のみ) | (8) 工事写真 |
| (2) 完成図 | (9) 試験調書 |
| (3) 各工種ごとの出来高数量図書 | (10) 指示・承諾通知書 |
| (4) 監督日誌 | (11) 施工管理基準に基づき請負者から提出された図書 |
| (5) 工事日報 | (12) その他 |
| (6) 工事材料検査簿 | |
| (7) 施工状況検査記録 | |

3 工事経過の所感

